

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（平成十二年東京都規則第八十五号）新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
<p>第一条から第五条（現行のとおり）</p> <p>別表（第二条関係）</p> <p>第一 特定建築物の名称、所有者等に係る事項</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>三（現行のとおり）</p> <p>四 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものの氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>第二から第四（現行のとおり）</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の様式によ</p>	<p>第一条から第五条（略）</p> <p>別表（第二条関係）</p> <p>第一 特定建築物の名称、所有者等に係る事項</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>第二から第四（略）</p>

る用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 この規則の施行の際、現に存する特定建築物の所有者(所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)は、この規則の施行の日から起算して一年以内に、この規則による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則別表第一の部四の項に掲げる事項を別記附則様式により知事に届け出なければならない。この場合において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二十二年厚生労働省令第六十六号)による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第一条第三項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

4 前項の場合において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第五条第三項の規定による変更の届出を同時に行うときは、第三条の規定にかかわらず別記附則様式を使用することができる。

別記 第1号様式から第5号様式及び附則様式 (略)

別記 第1号様式から第5号様式(略)